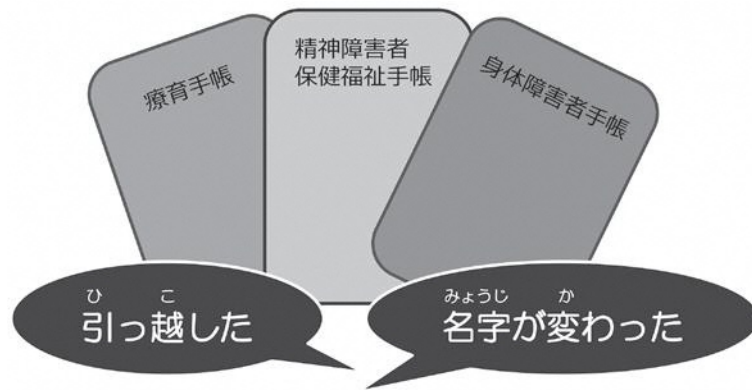


# お持ちの障害者手帳、ご確認ください!



こんな時、**変更の届出**が必要です。

手帳に書かれた情報(住所、氏名など)が、現在のものと違うときは、お住まいの自治体へお知らせください。

## マイナンバー制度との連携が始まります!

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳は、マイナンバーによる情報の連携が可能になります。変更の届出をすると、今後、各種手続きの際、手帳の提出が不要になる場合があります。

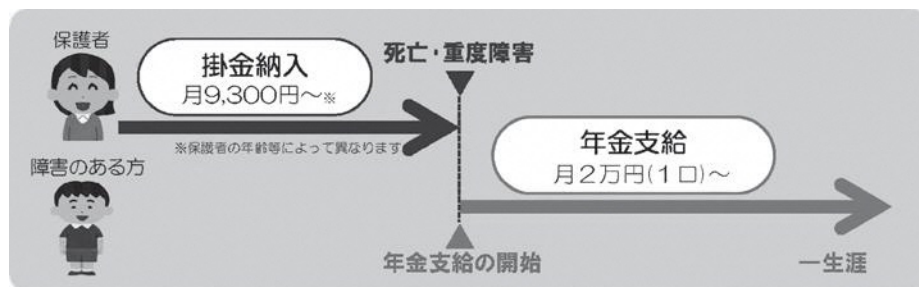
【お問い合わせ先】 役場福祉課 ☎77-3614

親あるうちにできること。お子さんに、生涯の安心を・・・。

## 障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ

毎月一定の掛金を納めていただくことで、ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障害のある方へ、終身年金を支給します。



※満65歳未満の保護者であり、知的障害や身体障害者手帳を所持する方を扶養している保護者であることなどの加入要件があり、また加入年齢によって掛け金も異なります。加入資格・掛け金等の詳細については、保護者の方がお住まいの地方公共団体(美波町役場福祉課)へお問い合わせください。

「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」の4つのメリット

毎月2万円の終身年金

保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に毎月2万円が生産にわたって支給されます。(2口加入の場合は4万円)

掛金が割安

制度の運営に関する事務経費などの「付加保険料」が必要ないため、掛金が安くなっています。

税制優遇

保護者が支払う掛金は所得控除の対象になるので、所得税・住民税の軽減につながります。

公的制度だから安心

都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。

【お問い合わせ先】 役場福祉課 ☎77-3614